

食 品 安 全 委 員 会 第 102 回 会 合 議 事 録

1．日時 平成 17 年 7 月 7 日（木） 13:00 ～ 15:00

2．場所 食品安全委員会大会議室

3．議事

- (1) 棚橋内閣府特命担当大臣（食品安全）挨拶
- (2) 食品安全委員会 3 年目に向けて
 - ・ 棚橋大臣、専門調査会座長（企画、汚染物質、プリオン）等を交えた意見交換
- (3) 平成 16 年度食品安全委員会運営状況報告書について
- (4) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について
 - ・ 特定保健用食品 リメイクコレステブロック粒に関する食品健康影響評価について
- (5) 添加物専門調査会における審議状況について
 - ・ 香料 2 品目に関する意見・情報の募集について
 - 2 - エチル - 3 メチルピラジン
 - 5 - メチルキノキサリン
- (6) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について
 - ・ 2 品目及び関連項目に関する意見・情報の募集について
 - ワタ 281 系統
 - ワタ 3006 系統
- (7) 食品安全委員会の 6 月の運営について（報告）
- (8) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等について（6 月分）
- (9) その他

4．出席者

(委員)

寺田委員長、小泉委員、坂本委員、寺尾委員、中村委員、本間委員、見上委員

(専門委員)

富永企画専門調査会座長、佐藤汚染物質専門調査会座長、
吉川プリオン専門調査会座長

(内閣府)

棚橋大臣、千原秘書官

(事務局)

齊藤事務局長、一色事務局次長、小木津総務課長、村上評価課長、藤本勧告広報課長、杉浦情報・緊急時対応課長、西郷リスクコミュニケーション官、福田評価調整官

5. 配布資料

- 資料 1 - 1 平成 16 年度食品安全委員会運営状況報告書(案)
- 資料 1 - 2 平成 16 年度食品安全委員会運営状況報告書(案)のポイント
- 資料 2 特定保健用食品 リメイクコレステブロック粒に係る食品健康影響評価に関する審議結果について
- 資料 3 添加物専門調査会における審議状況について
- 資料 4 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について
- 資料 5 食品安全委員会の 6 月の運営について(報告)
- 資料 6 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等について(6 月分)

6. 議事内容

○寺田委員長 それでは、ただいまから「食品安全委員会」第 102 回の会合を開催いたします。

食品安全委員会は 2003 年、2 年前の 7 月 1 日から始まりまして、今年でちょうど 2 年目ということになります。本日は、棚橋泰文内閣府食品安全特命担当大臣及び企画専門調査会の富永座長、汚染物質専門調査会の佐藤座長、プリオン専門調査会の吉川座長に御出席いただいておりますので、御紹介いたします。

後ほど食品安全委員会の 3 年目に向けた意見交換を行いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず棚橋大臣からご挨拶をしていただきます。大臣よろしくお願いいたします。

○棚橋大臣 マイクの都合上、着席のままご挨拶をさせていただきますことをお許しいただければと思います。

今日は第 102 回の食品安全委員会の会合ということで、御承知のように、2 年前の 7 月 1 日に本委員会は発足いたしましたので、節目に当たる会合でございます。この開催に当たり、一言食品安全行政を担当させていただいております大臣としてご挨拶を申し上げます。

今日は委員の皆様方、そしてまた 3 専門調査会からそれぞれの座長の先生方にご出席いただいておりますが、私が申すまでもなく、この 2 年間食品安全委員会は、あえて素人的に言うならば、日本の食の裁判所として科学的知見に基づいて大変中立公正な立場から、素晴らしいパフォーマンスを上げていただいたと私は思っております。

この 2 年間、我が国の食品安全の重要性に関して、より消費者の皆様方の関心が高くな

っている中で重責を担っていただき、そして何よりも科学に基づく新たな食品安全行政の確立、推進、こういう観点から寺田委員長始め7名の委員の先生方、また今日御列席の3専門調査会の座長の先生を始めとするそれぞれの専門調査会の座長の先生、専門委員の先生方には、大変御尽力をいただきました。この点について、改めて厚く御礼を申し上げます。

食品安全委員会の最も大きな任務は、申すまでもなく客観的かつ中立公正な立場から、食品健康影響評価を実施していただくことでございます。

食品安全委員会の発足当初から、多数の評価要請が行われたと伺っておりますが、今、申し上げましたように各専門調査会で大変精力的に評価を進めていただいておりますが、国民の皆様方の関心が高い課題への対応もきちんと対応していただき、時には辛口の御意見が寄せられたこともあると伺っておりますが、安全性の確保のために、地道な御努力を積み重ねていただきまして、その結果、発足して今日で2年6日でございますが、食品安全委員会に対する評価は、着実に高まっているのではないかと思います。

また、食品安全の世界における評価に当たり、一番重要な概念であるリスクという考え方につきましても、これまではまだなじみのない概念であるとお考えだった国民の皆様方もいらっしゃいましたが、地道にこういう概念を浸透していただきまして、消費者あるいは食品関連事業者など、関係者の皆様方との間の意見・情報交換も着実に行っていただいて、リスクという考え方につきまして、着実に定着しつつあるのではないかと考えております。

食品の安全に関する出来事が発生するたびに、食品安全委員会がどのように考えるのかというように多くの国民の皆様、あるいは消費者の皆様方は今、考えていただいているのではないかと思います。私は食の裁判所としての食品安全委員会の信頼とパフォーマンスは、今日御列席の関係者の皆様方の御努力で確実に高めていただいていると考えております。

今月から3年目に入っておりますが、3年目の課題といたしましては、今まで地道に、しかし、着実に信念を持って取り組んでいただいた客観的かつ中立公正な立場から、科学的知見に基づいて食品の安全性を評価するという今までの御努力を、更に着実に進めていただいて、その結果について情報発信を今までどおりにきちんとやっていただく。このことによって食品安全委員会に寄せていただいております国民の皆様方、消費者の皆様方の信頼をきちんと確立していくこと、そして何かあれば食品安全委員会がどう考えるか、また食品安全委員会が考えることにきちんと信頼が置けるといふ今日皆様方に培っていただいた食品安全委員会に対する信頼を確立していただくこと、当然のことではございますが、これが一番皆様方に心がけていただいていることではないかと思っております。

寺田委員長始め委員の皆様方、そして今日ご出席の3専門調査会の座長の先生方をはじめとする各専門調査会の座長、専門委員の皆様方、そして事務局の御苦労もいただきながら、食品安全行政に対する信頼を更に高めていただきますことをお願い申し上げまして、一言

ご挨拶に代えさせていただきます。

○寺田委員長 大臣どうもありがとうございました。大変勇気づけられる温かい言葉を本当にありがとうございます。

大臣には、引き続き意見交換まで残っていただいて、また御意見をいただければと思っています。

それでは次に移らせていただきます。

「食品安全委員会３年目に向けて」の意見交換でございます。本日は、棚橋大臣、富永座長、佐藤座長、吉川座長と我々委員７名とで、２年間を振り返りつつ、今後３年目に向けて食品安全委員会の方向性などにつきまして、自由に意見交換ができればと思っています。

先ほど大臣が言われましたように、食品安全委員会の大きな仕事の１つは、評価でございまして、評価は客観性、独立性、透明性を持って科学的にやるというのが１つの柱でございます。

昨日までで４０５件の管理官庁からの諮問がございまして、１６５件答申を出したということになります。

この中で中立公正でありながら、諮問をする管理官庁との連携をどういうふうにしてやっていくか。国民とのリスクコミュニケーションも大変大事でございますけれども、管理官庁との間のリスクコミュニケーション、これは裏取引とかそんなことは絶対にあってはならないことですが、そこをどういうふうにしてやっていくかということが大きな課題であるというふうに思っております。

また、リスク評価につきましてのリスクコミュニケーションということに関しまして、これは国民が食品安全のリスク分析の在り方とか、あるいは実際の内容に関して御理解を賜るのに大変大事な機能だと思っておりますが、このことに関しましても、今後十分検討していくべきこともあると思っております。

リスク評価に関しましては、管理側からの要請によって評価をしておりましてけれども、やはり食品安全委員会としての自主的評価、あるいは研究事業も含めまして食品安全委員会としての自主的な活動をより深めていくということも３年目に向かっては大事なことだというふうに考えております。

２年間の間、立ち上げと言うんですか創業の期間というところでした。人によりますと案外創業期というのは、目的が割合はっきりしている、組織をつくっていくというところで割合心理的には楽だと言われる方もいます。会社でも一旦できて、平衡状態で事業をやっていく、中国の方では守文とか言うそうなんですけれども、この守っていくというときに、どういうふうがいい方向に食品安全委員会をよりよくやっていくかということが大変大事だと思っています。これから３年目に向かいまして、大変大事なときになったと思っています。

先ほど言いましたリスク管理機関との役割分担に関しましては、ＢＳＥ問題においてリ

リスク管理機関からの国内における検査体制、あるいは飼料規制の問題などにつきまして、情報を集め、今まさに審議をしていただいております米国、カナダ等におけるリスク管理状態の情報を求めて、精力的に審議をされているプリオン専門調査会の吉川座長から B S E 問題の審議に当たって、中立公正にリスク評価を行う食品安全委員会の立場とリスク管理側の役割分担につきまして、これだけではないんですけれども、苦労された御経験などを自由に御発言願えればと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○吉川プリオン専門調査会座長 無我夢中と言うか、先の見えない格好で 2 年間やってきたんですけれども、振り返ってみると 3 つほど気になります。

最初は、ぶっちゃけて言えば農水省と厚労省のプリオンの専門の委員がみんな集まって、今度はリスク評価というものをやるんだという指令を受けたわけなんですけれども、私を含めてリスク評価をするというのは、どういうことなんだと本当は最初はわからなくて、議事録を見ればわかるように、私自身何回か、ここは一体何をやる場所なんだろうというような問いを発したこともあって、そういう意味ではスタートした時点でリスク評価という役目が何で、今の管理機関との関係もありますけれども、どのように対応していくのかというのは、正直言うと、あまりみんなわからないままやってきたことがあったと思います。

2 年経つ間に、徐々に自分たちの責務というか、任務というのを少しずつ理解してきて、今、言われたように中立公正かつ科学的なベースでリスク評価をするということがわかってきたわけなんですけれども、その中でリスクマネージャーと言うか管理との関係、もともと食品安全委員会ができる前に、リスク管理機関が両方の役割をして、そこに問題があるという格好で独立組織としてつくられたわけで、そこには、それぞれの役割分担というのがあるはずであるということで、多分ここ半年ぐらいの間に徐々に私を含めて専門委員の認識が高まってきたんだろうと思います。

リスク分析という学問というか戦略では、かなりリスク評価とリスク管理というのは役割が明確になっているんですけれども、少なくともプリオン専門調査会を振り返ってみても、日本の場合は必ずしも欧米型のリスク分析の図式に乗っていないというのをしばしば感じました。

先ほど大臣が裁判所と言いましたが、本当にリスク管理機関の施策まで全部裁くのかというところが、最近の B S E の諮問関連では大きな問題になっていて、科学的に分析することと、それを受けてコストベネフィットを含めてマネージャーが施策をとるというものには、やはり違いがあるべきであって、とられた施策についてわかりやすくリスクコミュニケーションをするという本来の図式と消費者の 1 つの代弁として、リスク管理をなさいと。あるいは裁きなさいというような役目と、両方負わされているようなところがあって、逆に言えば、そこを裁判所で判断してくれるならリスクマネジメントは諾と言えやるし、否と言えやらないという格好でマネジメントを放棄するというところとちょっとおかしいんですけれども、全責任を食品安全委員会は負わなければならないかのような

立場のずれということに、専門委員たちも徐々に戸惑いを覚えてきているという気がするんです。

だから、今度の一連の問題も含めて、その辺りは単に分析するだけではなくて、たまにどういう関連で、あるいはどういう立場で諮問し、また答申しているのか。また、それをどのように国民に伝えていくのかという辺りは、多分これからの課題でもあるだろうと思いますし、何よりも透明性を重んじるということで、シナリオなしにずっとプリオン専門調査会をやってきて、それも初めての経験で、いろいろと経験させてもらったと思っています。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

大変大事な問題で、リスクコミュニケーションとは一般的に国民とのリスクコミュニケーションと言うけれども、管理側とこちら側のコミュニケーションが一番根本にあるんですけれども、なかなかそのところをあまりやりますと、今度はなれ合いだとかということがあって、そのところはちょっと難しいところもあり、これからの食品安全委員会の課題だと思います。

一般的にほかの化学物質とかの評価は、ある程度評価、マネジメントのフォームが決まっているわけです。BSEみたいにわからない、また科学のまだ浅いところ、どういうふうに評価をしてもわからないとかというところで、御苦労なさっていると思います。逆に言うと、リスク分析の代表というものに対しての考え方が、みんながそれぞれの頭で考えるいい機会になっているのではないかと思ったりもしております。

それでは、先ほど言いました国民に対するリスクコミュニケーションでございますが、往々にして食品安全ということは、風評被害が起きたりするような場合があります、国民に対して冷静に判断をしてもらうために、情報をきちっと出す。あるいは恐らく審査の過程も含めましてですけれども、そういうことは非常に重要になるかと思えます。

汚染物質専門調査会におきまして、リスク評価を行っていただきました魚介類中のメチル水銀につきましては、かつての水俣病の原因となった物質でもございますし、一方、日本の食文化にとって大変大事、重要な食材を扱っているところで、消費者の関心も非常に高く、評価書の策定に向けてのとりまとめに気を使われたのではないかと思います。

佐藤座長はメチル水銀のリスク評価につきまして、これから意見交換会の開催など国民へのリスクコミュニケーションが行われるということになりますが、どのように取り組んでいかれるのか。あるいは心積もりとか、審議の間を含めても結構ですから、それを中心にしてお話していただければと思います。

○佐藤汚染物質専門調査会座長 ただいま委員長がおっしゃったように、メチル水銀の場合、すぐに水俣病という連想が働いて、実際に摂取する8割以上が魚介類からということで、魚介類は日本人の食生活にとっても大切なものなので、その辺のところで気を使ったという表現はちょっと変かもしれないんですけども、頭の片隅には、そういうことを置いておりました。

ただ、今回の場合、食品健康影響評価の特徴としては、外国のデータでございますけれども、ヒトのデータがあったことです。胎児期曝露の出生後の影響というデータがございまして、それが一番感受性の高い胎児であるので、ハイリスクグループとして同定できて、そこからリスク評価を行ったということだと思います。

その結果、耐容摂取量として委員会に御報告申し上げたのは、妊婦さんを対象としている、あるいは妊娠している方を対象としているところが非常な特徴なのかなと思っております。

やはり食生活の上で、非常に大事な魚に多く含まれているというか、魚が曝露源でございますので、国民にとって本当にどういうリスクがあるのかということを理解していただくのは、非常に大事だろうと思っております。

来週と再来週に、大坂と東京で意見交換会の場が用意されているということでございますので、そういう機会には、できるだけわかりやすく理解していただけるような形で、私の方からもお話をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○寺田委員長　どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

次は食品安全委員会の主体的な取組ということで、自ら行うリスク評価とか、ちょっと評価とは違うんですけども研究事業が始まりました。このような活動を含めまして企画専門調査会というのは、私ども食品安全委員会全体のお目付役みたいなもので、運営状態の状況を見ていただいたり、あるいは企画につき全体として見ていただいたりしております。

ここには一般公募で入られた消費者の方とか、消費者団体の方、流通者の方、学識経験者、いろんな方が入っておられます。それをまとめられている富永座長に、これまでの「企画専門調査会」の活動を総括して、大変申し訳ないですが、限られた時間をお願いいたします。

○富永企画専門調査会座長　簡単に御報告いたします。

先ほど吉川座長、佐藤座長からそれぞれの専門調査会の大変各論的なことについて御報告がありましたが、企画専門調査会というのは、非常に間口が広くて総論的でございます、これといったものがございませんけれども、企画専門調査会には16人の専門委員が参加しておりまして、極端に言うと16の立場を代表した専門委員のような形になります。

大きく分けますと、食品の生産者を代表して農業の方、消費者を代表して主婦連、あるいは一般公募から専門委員になられた主婦の方なども入っておりますし、その途中の食品の加工流通、特に品質管理の専門の方々が1つのグループです。

それから、医師会、薬剤師会、獣医師会のような保健医療専門団体の方、更に学識経験者として感染症、あるいは食の安全に関した部分の専門家の方々が参加されておりますし、更に報道機関の方も参加されております。大変にぎやかな専門調査会でございます、私座長をやらせていただいておりますけれども、まとめるのに苦慮しているのが正直なところ

ろでございます。

私の短い経験ですけれども企画専門調査会で農業の方とか、あるいは主婦の方、極端に意見乖離があるような部分の立場の方々が実際に参加されて、意見交換、情報交換されております。最初はやや火花の散ったような感もございましたが、2年経ちまして、それぞれの立場もかなり理解されてきたようございまして、がたがたしながらも離陸して、水平飛行に移ったかなというところでございます。

企画専門調査会は、特定のものに取り組んでおりませんけれども、先ほど委員長が御紹介になりました食の安全に関して、自ら行う評価をやっております。これは、感染症、微生物、あるいは食品添加剤、農薬、あるいは包装品等々で、まだ安全性について統一見解が得られていないものを選びまして、それを年に数件ぐらいでございますけれども調査しまして、情報を整理、集約して、まとまったものをファクトシート、つまり科学的知見に基づく概要書の形で公表をしております。

そんなところが企画専門調査会の主な仕事でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

自ら評価ということで、御存じのように平成16年度はリステリアを含む食中毒に関する評価をやっていこうということでウイルス・微生物合同専門調査会のスタートがちょうど始まったところであります。だから、まだ17年度は何をするかというのは、これからの議論ということで、本当にいろいろ御苦労をかけております。申し訳ございません。

先ほどちょっと話をしましたけれども、本年度から食品安全の評価に関する技術の研究というお金をいただきまして、それを公募するということになってまいりました。それは、内容はもう出しておりますけれども、生物系、化学系、新開発食品、あるいはその他ということで、リスクコミュニケーションのやり方とか、実際に数学の方なんかに入れば入っていただきたいと思っているんですけれども、数量的な評価法の研究というものを公募して、いい公募が集まることを本当に期待しているところでございます。

その中で、生物系評価グループの吉川先生を大変こき使って申し訳ないんですけれども、評価の運営委員になっていただいております吉川先生に、このことに関しまして、何かございますでしょうか。

○吉川プリオン専門調査会座長 私は研究費をこっちからもらっていないんですけれども、大体今までの科学者というのはそうで、ラボワークというか、私らの場合は仮説を立てて実験をやって、その再現性を持って証明をして、論文を書いていくというものを学生時代から習って、その世界で生きてきたものですから、こういうリスク評価という役割を与えられてやってみると、随分違います。違うサイエンスが必要だと。

プリオンもそういう意味では専門委員として集まってくるのは、実験科学者がほとんどで、それはそれでサイエンスとして重要なんですけれども、評価という点になると、むしろ疫学的なものとか、フィールドサイエンスのようなもの、そういった基本データ、いわゆる実験でつくるとまた違うタイプのデータというものがどうしても不足しているし、そ

れがないと先ほど科学中立的な評価というふうに標榜しているわけですがけれども、そのデータなしに推測していかなければならないということがあって、どうも従来文科省、あるいは厚生省とか農水省でやられている基盤研究、あるいは行政研究とまた違ったタイプの研究の下支えがないと、ある意味で科学的な評価というのは難しいというのを、特にプリオンの場合は、専門の方でもわからないことが多いので、「プリオン専門調査会」としては、科学だって万能ではないと。リスクは定量的でいかなければならないし、かといって科学だってすべてがわかっているわけではないという表明をしたときもあったんですがけれども、本音でそういう部分もあるし、でも、本当にデータがあれば、もう少し定量的に物は分析できたということもあって、是非こういう分野の研究というものにも、研究資金を与え、またそういう研究自身も評価されるのでないと、若い人はなかなかこの分野に入ってきてくれないと思います。

どうしても、基礎研究の方に日が当たりますから、そっちに行ってしまうけれども、ややこういう複合的なサイエンスの場合には純粋科学だけではなくて、そういったやや社会科学と融合するような新しい科学という分野が育ってきてくれないと、なかなか科学的なリスク評価は難しいというふうに思いますので、是非こういう公募制度を定着して、必要な研究費を獲得して、若い人をそういう分野で育てていただければありがたいというふうに思います。

○寺田委員長 どうもありがとうございます。

疫学とか統計学というのは、もともとアングロサクソンの科学であって、ドイツとかあまり強くないんですかね。日本は特に弱いんです。インフラがあまりないですし、そこはやはりないと、疫学的な食品の安全、特にヒトに対する健康というところで大変大事なことで、是非いい方がこういうことで研究に入ってきて頂ければと考えています。疫学は10年単位とか5年とかなかなか論文にならないとか息が長いですがけれども、是非いいことが出てくればいいと思います。それぞれの専門調査会の座長の先生方からの御発言がございましたけれども、これらの課題、それ以外についても是非委員の先生方、何か御発言ございませんか。

○見上委員 2年間いろいろな専門調査会に参加させていただいているわけなんですけれども、要するに先ほど吉川先生もおっしゃったように、どうしても確率論的概念が日本人の発想の中になかなか入り込みにくいというか、それをよしとしない。100%安全を求める（オール・オア・ノン）という発想がどうしてもつきまとう。それが一番何とかしなければいけないのではないかなと思います。

もし仮に食品安全委員会がどんな食べ物でも、100万人の1人にリスクはあるという1つの基準を決められたら、すごく楽に物事が今後運ぶと思うんですがけれども、あるものに対しては、1億分の1でもだめだし、またあるものに対しては、10万分の1でも、1万分の1でもよしとは言わないけれども、物によって相当差があるという辺を何とかして、別に画一的に決めるという意味ではなくて、概念的にそういうとらえ方がとれるよう

になったら「食品安全委員会」というのは、どんどん諮問物件を処理していけるのではないかなというふうに思っています。

というのは、1つの例なんですけれども、農薬なんかはすごい作業をやって、それで1種類の農薬を決めるわけです。それも作物によって違うんです。一つひとつの作物に対してやらなければならない。ただ、今のペースで膨大な量・数を処理すると、40～50年かかります。

それは1つの例なんですけれども、いろんな分野において、そういう考え方を是非何とかして、少なくともそんなに遠い将来ではなくて、そういう考え方確率論的発想を日本人の中で定着していけばいいなというのが、これからの夢というか、何とかしたいというふうに思っています。

以上です。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

私も同じで、今日は七夕ですがその夜のお願いです。定量的評価ということが、本当にできるようになったらいいです。

○富永企画専門調査会座長 基準づくりに関連しまして、食の安全ではないんですけれども、一般医薬、特に抗がん剤などですと、臨床試験をやりまして、臨床試験の結果が標準治療群、つまりコントロール群に比べて、新治療群の結果が統計学的に有意。つまり、これは誤った判断を下す確率が0.05%以下、厳しい基準でも1%以下なら、一応有効というふうに判断して、認可して使用しているわけです。

ですから、食の場合には、安全性になりますと5%では到底だめかもしれませんので、やや厳しい基準をつくると大変有用だと思います。

安心の基準になりますと、これはかなり主観的な要素もありますし、そういうものをつくるのは大変難しいですけれども、何らかの方法で、少なくとも食の安全についてはこれぐらいという基準を決めて、それを普及すると非常に有効ではないかと思います。

○寺田委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたかございますか。

医療の場合は医療従事者が入って、この薬を飲まないで病気が治らないということであるのですが、食品の場合はちょっと危ないからやめようかということがあり、ちょっと違うところがあるんですけれども、だけれども、プリンシプルとして薬と同じところもありどのぐらいのリスクが国民の方、あるいは世界の方が受け入れるというようなことは、大きな問題になります。

予測科学というのは、食品だけではなくてすべての科学とこれからいろんな面で大切です。いいモデルと言ったらおかしいですけれども、そういう意味ではこのような研究は大変大事だと思います。予測をするというのは、当然そこへ確率論が入ってきますし、非常に大事になってくると思います。

何かほかにございませんでしょうか。

○中村委員 2年間を振り返って感じるのは、私は自然科学系の人間ではないものですから、そういう人間が2年間、この委員会とか、たまに専門調査会にも出席をさせていただいて感じることは、やはり非常に簡単に言えば難しさです。議論の難しさということだと思います。

科学者の方々は、むしろ専門用語を駆使して、自分たちの学問的な分野で使われている言葉を使った方が定義もしっかりするし、先生方はわかりやすいんです。だけれども、それはその世界の人たちでは、その方が非常に理解しやすいことなんですけれども、一步外へ出てみて、一般の人たちにとっては、非常にわかりにくいということがあります。

ですから、非常に透明性があって全部公開をして、議事録も公開して、それはそれで勿論結構なんだけれども、公開しても本当にどれだけ理解されているのかなということをとときどき感じます。そこのところが、うまくわかりやすく伝わっていかないと、せっかく非常に高度でハイレベルな議論をしても、それはそれで評価する上では、それ自体はいいんだけれども、それを今度はどういうふうに理解してもらうかということについては、やはりこれからのとても大きな課題ではないかと思います。

私は自然科学系で仕事をしてきていなくて、ジャーナリストとして仕事をしてきたものですから、そういうところを非常に強く感じます。ただ、会議の中で一々、これは何だ、これは何だとやっていられないから、それはそれでずっとお話を伺って過ぎていくんですけれども、どういうふうに考えたらいいいのかというのは、ちょっと自分自身でもよくわからないところがあります。

○寺田委員長 私たち、特に委員の先生方はいろんなところへ行って意見交換会に出られますと、やはり学者としたら割り切った言い方がなかなかできないんです。「何々です」ではなくて、「何々である可能性が強い」とか、そうすると聞いている人がうにゃというような不確定な感じになるんです。言葉が難しいことだけではなく、何か怪しげなこと言っているのではないかと、そういうところがあります。科学者はやはりそこはなかなか譲れないと思います。

そういうことを考えていますと、これはやはりリスクコミュニケーションをするところは別の人が、もっとわかりやすい言葉でやって、科学者はその場において、質問が出たときにちゃんと説明をするという体制の方が、これはこんなところでディスカッションをすることではないんですけれども、いいのではないかと。何かそんな感じがずっと頭の中にあるんです。これは、またいろいろな方法があると思うんですけれども、わかりやすさということは大変大事なことになるので、それをどういうふうにこれからやっていくか大きな問題だと思います。

どうもありがとうございます。

ほかにどなたかございませんか。

○寺尾委員 食品安全委員会というのは、大きな役割が3つあるということで、1つにリスクの評価、もう一つがリスクコミュニケーション、もう一つが緊急時対応という話です。

2年間を振り返りまして、緊急時は別といたしまして、リスクの評価の専門調査会、あるいはこの委員会でのやり方というのは、これでいいと思います。ちゃんと科学的なデータに基づきまして評価しているので、私はこのまま将来も続けていけばいいと思います。

しかし、リスクコミュニケーションについては、かなり問題があるような気がします。今、中村先生がおっしゃいましたけれども、我々の食品安全委員会の場合ですと、とにかく科学的にリスクを評価した場合に、その根拠というのは科学的な根拠になりますけれども、それをわかりやすく説明しろというので、我々は随分いろいろなところの意見交換会に行きまして、可能な限りわかりやすく説明するということで、努力はしてきました。それはこれでいいと思うんですけれども、非常にわかりやすく説明するだけでは、私はだめではないかなというような気がしました。

どうしてそういうことを言うかと言いますと、どこかでやったときに、会場のある人が突然質問のときに立ち上がりまして、話として我々が知りたいことは1つも説明していないではないかと言われたんです。私はびっくりしまして、何を知りたいと思っているんだというふうに思ったわけです。

そうしましたら、結局その方は、自分たちが知りたいと思っているのは、我々がこういう科学的な根拠でもって、こういうふうに判断したんだという話ではなくて、例えば、テレビとか週刊誌とか、新聞もそうかもしれませんが、そういうところにとときどきとんでもない記事が載ります。我々は、こんなばかな話を何書いているんだというようなことを思いますけれども、結局世の中の人というのは、あれを非常に重く受け止めているんです。

この間、モニター会議をやりましたときに、あるモニターの方が言われましたけれども、コンビニのおにぎりの古くなったものを豚に食べさせたら、何十頭かの豚が全部流産してしまったという話がございました。羊水が真っ黒だったと言っていました。それを聞いた瞬間に、我々は何をとんでもないことをというので、どこにそういう情報があるんですかと言ったら、どこかの新聞に書いてあったとかとおっしゃっていましたけれども、結局ああいう情報というのを、やはり世の中の人というのは、非常に重く受け止めるというか、信じるんです。

ですから、我々が今までやってきたような評価のやり方は、勿論やる必要がないとは申しませんが、ああいうこともやるんだけれども、そのほかにやはり世の中に流布されているような、一見我々がとんでもない話だというような話題も取り上げて、それに対して説明をしていくという必要もあるのではないかなと私は思います。

ですから、これからリスクコミュニケーションというのは、もう少し幅広く、これはあほらしい話だなと思って、皆さんに対してやはり真面目に、そんなことはあり得ない話なんだということをちゃんと説明するような努力も払わなければいけないし、そういう情報も一生懸命集める必要があるのではないかなというふうに思います。

○寺田委員長 どうもありがとうございます。大変ですね。だけれども、本当にそういう

ところがあります。地道に正しい情報を出しておけば、やがてはわかるようになるだろうというところと、そうではなくて、ぱっとイメージ的に入ってきた情報をどこかで打ち消す。もしくは有害な情報であれば打ち消すというようなことはなかなか難しいんです。

また、こういういろんな御意見がありますでしょうけれども、今までの座長の先生方、あるいは委員の先生方の御発言にございましたように、大臣これからの課題につきまして、お感じになったことが何かございましたら、お願いいたします。

○棚橋大臣　ちょうど発足して2年目の節目の第102回の食品安全委員会におきまして、寺田委員長始め委員の皆様方、あるいは専門調査会の座長の皆様方から、忌憚のない白熱した議論をいただき、私も大変参考にさせていただいております。

今、寺尾先生がおっしゃったように食品安全委員会は緊急時の対応はもとよりでございますが、やはり評価とコミュニケーションが2つの柱でございます。

コミュニケーションについては、多くの消費者の皆様方が非常に強い関心を食品安全に関しては抱いておりますので、今まで2年間食品安全委員会がいい意味で非常に地道にきちんと発信していただきました。御努力を続けていただくことによって食品安全委員会の信頼性を確立していただいておりますが、これもまさに寺田委員長がおっしゃったように、きちんと守っていただくことが大切だと思います。

と同時に、寺尾先生がおっしゃったように、やはり科学者から見ると、必ずしもそのような議論は心配する必要がないのではないかとということであっても、消費者は心配するケースがございますので、そういったものに対しても対応する方策も、食品安全委員会の中で御議論をいただければありがたいと思っています。

何よりもリスク評価でございますが、食品安全行政を担当する大臣としての私の仕事は、食品安全委員会あるいは各専門調査会が中立公正に科学的知見に基づいて、議論をするという場を守っていくことだと思っております。これまで2年間BSEの問題が1つの代表例ではございますが、それに限らず多岐にわたる問題に関して、きちんと評価をしていただいて、科学的に御議論をいただきました。

これからも寺田委員長始め委員の皆様方、そして各専門調査会の座長を中心に専門委員の皆様方が、中立公正な立場で客観的に、何よりも科学的知見に基づいてのみリスク評価をする、科学的に評価をするという場をきちんと守っていくという努力を、これからも微力でございますが、担当大臣として最大限頑張ってまいりたいと思っております。

○寺田委員長　どうもありがとうございました。

大変心強いお言葉でございまして、お陰様でやってこられましたと食品安全委員会は、いろんなジャーナリストの方なんかはプレッシャーがあるんだろうとか言いますが、大臣を始めいろんなところで、全部中立を守るような立場をしてくださっていますので、大変私はありがたいと思っていますし、大変な努力をいろんな立場の方がやってくさっているんだろうと思います。私どもは中立公正客観的で、科学的に判断するというところに徹していきたいと思っております。

ほかに何かございますか。

○中村委員 寺尾さんがさっきおっしゃったことにちょっと関連づけて考えると、リスクコミュニケーションについては、リスクコミュニケーション専門調査会では、勿論それを行っていますけれども、実は本委員会では、それ自体をあまりテーマとして取り上げてきていないんです。

ここで取り上げているのは、「食の安全ダイアル」への質問の数だとか内容だとか、あるいはモニターの人たちの反応とか、そういうことは報告がありますけれども、それ以外のことについてはなかったの、例えばリスクコミュニケーション専門調査会で出た議論を多少御披露していただくとか、そこで出た非常に興味のある資料は食品安全委員会にも出していただいて参考にするとか、そういうようなことを少しやる方がいいのではないかなという気がします。

○寺田委員長 おっしゃるとおりです。考えれば「食の安全ダイアル」とかモニター会議の内容はここへ委員会に出ていますけれども、意見交換会のものはリスクコミュニケーション専門調査会には出ていますけれども、本委員会の方には出ていません。全部出すのは大変だと思うんですけれども、ポイントを出してもらって、それは1つの議論のきっかけになるかもわかりませんから、御苦労でもそういうことをちょっとやった方がいいかもわかりません。どうもありがとうございました。

ほかにございませんか。

○中村委員 ちょうど昨日大阪でモニター会議に出席したんですが、まだ日本全体の学校給食の中で、牛肉を使っていない学校というのがたしか1,000校ぐらいあるそうです。一番多いのは、関東地方の東京とか群馬、埼玉辺りが多いんです。

私がそういう話をしたら、あるモニターの人が、今そういう話があったけれども、それは当たり前だというわけです。それは安心できないから、みんな食べないんだと言うんです。

私は言わなかったんですが、これだけ世界一安全な管理をやっている牛肉を、しかも2001年9月に第1号が出てから、もう4年近くになるのに、まだ学校給食にも出させないというのは、言ってみれば安心していないというだけではなくて、ちょっと言葉はあれなんですけれども、情報をきちんと受け止めていないのではないかと私は思いました。

これは本当に興味のあるケーススタディーで、どうしてそういうふうなことになるのか。多分教室の中、あるいは学校の中で2人か3人の非常に神経質な保護者がいらして、メニューはちゃんと学校で1か月分のものを配りますから、そうすると何月は牛肉があるではないか、これは一体どういうわけだと。それに対して説明しないわけです。

つまり牛肉は栄養的にすばらしい食品であるし、今は安全対策をこれだけやっているなんていうことは説明しないで、そう言われたならしょうがない。あまりうるさいことに関わるのも嫌だから、やめましょうやめましょうと。これはとても興味のあるケーススタディーになるのではないかと。なぜ、そういうふうになるのかということなんです。

○寺田委員長　そうですね。食育基本法ができていいようにいくと思うんですけれども、やはり学校の影響というのはすごく大きいです。

この間、見上先生が鳥インフルエンザのことにに関して、委員長談話が出ていますとくださったんですが、文科省が、各教育委員会の方へ委員長談話を流して下さっているんです。あれは大きいなと思っています。やはりそういうところからお母さん、お父さんのところへ情報が入るということは、食べ物なんかに関しては、私は非常に大きなことだと思っています。見上先生、あれはどうも向こうがボランティアでやってくれたそうです。

○見上委員　そうですか。それが知りたかったんです。

あれは前回のインフルエンザ、特に京都で大流行したときに、神社仏閣だとか、公園、学校などで飼っている鳥、いろんなところの小鳥までが犠牲になったんです。子どもには当然のことながら殺すなんということは言えないんですけれども、最終的には殺しているんです。あれはよくなかったなと思って、私も今回はその分野にも気をつけていたんですけれども、あれを見つけて、それで委員長のところに持っていったわけです。

本当に文科省が自主的に通達を出してくださったとしていたら、委員長のお名前で一筆書いて、是非お礼でもしていただきたいと思います。

○寺田委員長　本当にそう思います。学童を通じて地域もばっと広がります。農水省と厚生労働省が持っているルートとは別で、割合家庭にすうっと入っていくような情報ルートのような感じがします。

議論はいろいろ尽きないところでありますけれども、大臣におかれましては、この後にも別の御公務が控えられているということでございますので、恐縮でございますが、最後に食品安全委員会の運営に関して、何か御示唆いただければと思っております。

○棚橋大臣　日ごろから、特に食品安全委員会は寺田委員長始め委員の皆様方や各専門調査会の座長を中心に、私は大変高いパフォーマンスで仕事をいただいていると思っております。

お世辞抜きで、本当に中立公正な立場で、しかも科学的な議論を、また大変重要なポイントとして、今日の会議もそうでございますが、透明性を確保した上で公開という原則で、インターネットのホームページ等も使いながら、消費者の方がきちんと議論の過程を見ることができるという中で進めていただいております。

そのことに敬意を表させていただくと同時に、今月で丸2年を過ぎて3年目になりましたが、私は食品安全委員会のこうした御努力が地道に消費者、国民の皆様方に理解をされて、そして勿論今までの食品安全委員会の御議論にあるように、100 %ということは原則としてあり得ない、100 %ということ自体が科学的な態度ではないわけですが、食品安全委員会の評価を経た上であれば、日常生活を送るに当たって、その食は安心できるという信頼を今、確保していただいていると思います。これがいい意味で更に地道にじわじわと浸透していくことを願っておりますし、また微力でございますが、食品安全担当大臣として、そういう環境整備に努めてまいりたいと思っております。　今、中村先生のお話にも

ございましたが、私はいい意味で日本人というのは、食の安全に関して世界一厳しい国民性があると思っておりまして、私はこれを非常にプラスとしてとらえております。その逆に「食品安全委員会」の仕事はある意味では大変になると思います。それは評価だけではなくて、リスクコミュニケーションという観点からいろいろと御苦労が多いと思います。

例えば、先般のＢＳＥにおける国内牛に関する措置に関しての諮問に関しても、大変お忙しい中、昨年末から今年にかけて全国４７すべての都道府県において、意見交換会も開催していただきましたが、報道機関等の正確かつ適切な報道ということも、そういう意味での御協力も得ながら食品安全委員会での評価をきちんと消費者の皆様方に伝えていただいて、そしていい意味で食品の安全性に対して世界一厳しいものを求めている日本国民の信頼を今は勝ち得ておりますが、これをまさに寺田委員長がおっしゃったように、３年目においてきちんと確立していただくために、私なりに担当大臣として努力してまいりたいと思っております。

関係者の皆様方、ＢＳＥの問題だけではなく、あらゆる分野にわたり、非常に地道に食品の安全に対する評価と信頼を守るために御努力をいただいていることに、本当に心から経緯を表させていただくと同時に、皆様方の御活躍で消費者の皆様方は、食品安全行政に対して信頼を持つことができますので、是非今後とも御尽力、お力添え賜りますようお願い申し上げます。

○寺田委員長　大臣どうもありがとうございました。この辺で意見交換会を終了いたしたいと思います。棚橋大臣、本日はお忙しいところ御出席いただきまして、本当にどうもありがとうございました。

（棚橋大臣退室）

○寺田委員長　それでは、大臣をお招きした関係上、順番が逆になりましたが、本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料に「食品安全委員会（第１０２回会合）議事次第」というのがありますので、御覧になってください。

資料の確認をお願いいたします。

資料１－１が「平成１６年度食品安全委員会運営状況報告書（案）」。

資料１－２が「平成１６年度食品安全委員会運営状況報告書（案）のポイント」。

資料２が「特定保健用食品　リメイクコレステブブロック粒に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料３が「添加物専門調査会における審議状況について」。

資料４が「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について」。

資料５が「食品安全委員会の６月の運営について（報告）」。

資料６が「『食の安全ダイアル』に寄せられた質問等について（６月分）」です。

不足の資料ございますか。お手元にありますね。

それでは、初めに「平成１６年度食品安全委員会運営状況報告書について」であります、本件につきましては企画専門調査会において議論が行われましたので、本日お見えになっ

ている企画専門調査会の富永座長から報告をお願いいたします。

○富永企画専門調査会座長 資料１－１でございますが、平成１６年度食品安全委員会運営状況報告書（案）につきましては、６月１６日の企画専門調査会において審議され、案がとりまとめられました。詳しい内容につきましては、事務局の方から御説明いただきます。

○小木津総務課長 それでは資料１－１、１－２に基づきまして、御報告させていただきます。

資料１－１の表紙でございますように、６月１６日の企画専門調査会でとりまとめられた報告書（案）につきましては、６月２４日付けで本委員会あてに提出されております。

資料を２枚めくっていただきますと、運営状況報告書（案）の「目次」になっております。全体は３つの部分で構成されておまして、「総論」の部分は、発足時から今までに至る経過をまとめたものでございますが、それが１つです。

これが本題でございますが、２番目に「平成１６年度における食品安全委員会の取組」ということで「委員会の計画的な運営」を始め、その取組の詳細をまとめたものでございます。

ページをおめくりいただきまして、次のページでございますが、大きな３でございますが「平成１６年度における食品安全委員会の運営状況の総括」という区分を付けております。

そして、その後に参考資料が幾つかございますが、この中で特に御指摘させていただきたいのは、２９ページになります。

２９ページの資料１でございますが「平成１６年度食品安全委員会運営計画（平成１６年４月１日食品安全委員会決定）の実施状況について」は、それぞれの項目ごとにまとめたものでございまして、項目は第７までございますが、それぞれの記載事項に対応いたしまして、これまでの実施業況と今後の課題につきまして企画専門調査会で逐一御審議いただきまして、結果をとりまとめたものでございます。こういった資料が含まれてございます。

全体の中身につきましては、ポイントをまとめた資料が１－２でございます。こちらに基づきまして、簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。

真ん中に書いてあります「平成１６年度における取組」でございます。

「委員会の計画的な運営」につきましては、平成１６年度においては委員会会合を５０回、専門調査会の会合を合計１２３回開催しております。

そして、業務の柱でございますが「食品健康影響評価の実施」という項目に移らせていただきますと、まずガイドラインの作成ということで、遺伝子組換え飼料及び使用添加物の安全性の考え方を策定しております。

平成１６年度の新たな取組といたしまして、その下でございますが「委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の点検・検討」を行っておりますが、その結果、リステリアを含む食中毒原因微生物につきましては、食品健康影響評価を行うことを決定しております。

その他Ｑ熱等につきましては、ファクトシートを作成しております。

また、評価要請を受けて、評価を行うものの案件でございますが、１１３品目につきまし

て評価要請を受けまして、80品目につきまして評価結果を各省に通知しております。

また、その下でございますが、評価結果に基づく施策の実施状況の監視ということでございますが、これも平成16年度に新たに始めたものでございます。2回調査を行っておりまして、実施状況をモニタリングしているところでございます。

続きまして、3)でございますが「リスクコミュニケーションの促進」の項目です。

まず「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題の取りまとめ」を行っております。

また、評価結果につきましては、意見・情報の募集にかけております。

また、先ほど来お話に出てきましたが、意見交換会等を100回以上開催しております。主なテーマはBSE対策、あるいは薬剤耐性菌の関係などでございます。

また、地方公共団体との連絡会議を開催しております。

モニターの活動につきましては、470名の方に活動を依頼しておるわけでございますが、平成16年度におきましては、課題報告ということで、アンケートを3回実施しております。

また「食の安全ダイヤル」です。

そして、その下でございますが、平成16年度に新たに始めた試みといたしまして、季刊誌『食品安全』の発行でございます。

また、右に移っていただきまして「緊急事態に関する危害要因別の要綱等の策定」でございますが、16年度は食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱を策定するとともに、食品安全委員会の対応指針を食中毒についてまとめております。

また、下の方でございますが5番目に「食品の安全性の確保に関する情報の収集・整理・活用」ということで、平成16年度から構築を進めております食品安全総合情報システムの構築が着実に進んでおりますが、最近になりまして、一部稼働しております。

これ以外に「食品の安全性の確保に関する調査」などを実施しております。

その下は「平成16年度における運営状況の総括」でございますが、こちらは本文の1-1の資料の方をちょっと御確認いただきたいと思います。27ページからが総括の部分でございます。

こちらの方も企画専門調査会で御確認いただきましたが「平成16年度における食品安全委員会の運営状況を総括すると、国内の食品の安全性を確保するため、平成16年度食品安全委員会運営計画に基づき、食品健康影響評価、リスクコミュニケーション等の取組が着実に実施された」という評価をいただいております。

また、次の28ページでございますが、こうした個別の取組を踏まえまして、第4パラグラフになりますけれども「今後の委員会の運営の在り方を考えると、食の安全に対する国民の関心が引き続き高いことから、国民に対する正確で分かりやすい情報の迅速かつ適切な提供をより一層推進するとともに、要請を受けて行う食品健康影響評価の着実な実施はもとより、委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討や食品健康影響評価技術研究の実施など、主体的な取組をこれまで以上に推進していく必要がある」と

いうまとめをしております。

これを受けて、平成 17 年度の運営計画に反映された中身といたしまして、委員会、各専門調査会の計画的かつ効率的な運営の一層の促進。

そして、2 番目といたしまして、さまざまな主体的な取組のさらなる推進。

3 番目といたしまして、リスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発。

4 番目といたしまして、国民に対する正確でわかりやすい情報の迅速かつ適切な提供。

5 番目といたしまして、食品の安全性の確保に関する情報の蓄積・整理の一層の推進。

こういった点につきまして、重点的に取り組むことをとりまとめているところでございます。

以上、簡単ではございますが「16 年度食品安全委員会運営状況報告書（案）について」御説明いたしました。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明、あるいは報告書（案）に関しまして、何か御意見ございますでしょうか。ございませんか。

これは、専門調査会全般に言えることかも知れませんが、こういうものを企画専門調査会でつくっていただいたときには、だれが企画専門調査会の専門委員であったか。要するにだれがこれをつくったのかと。富永座長は出されているからわかるんだけど、ほかのメンバーの方は一般的に入れないんですか。

○富永企画専門調査会座長 この資料のつくり方でございますけれども、これの素案のようなものが今年 2 月ぐらいから出ておりまして、それについて企画専門調査会の専門委員の方から、これはこういうふうに改善した方がいいとかいろいろ意見がありまして、今回こういう形になっております。

勿論、資料は事務局の方で御準備いただくんですけれども企画専門調査会の各専門委員が、非常にクリティカルに見まして、これはこれでいいと。適正な記述であるとか、そういう形で行われているところでございます。

○寺田委員長 私はそういうのはちょっと餓鬼みたいなところがあって、これをだれが書いたのかとはっきりした方がよいと思います。専門調査会のメンバーはだれだったかということをやはり載せた方がいいのではないかと。これは一般的な話です。今ここでは、ほかの専門調査会はどうなっているのかわかりませんが、事務局で書いたらいけない、あるいは書いた方がいいとか何かありますか。

○小木津総務課長 特にそういった点についてはございませんし、今回御指摘いただきましたので、明記するようなことで検討させていただきたいと思います。

○寺田委員長 ほかの委員の先生方、どうでしょうか。私は今ひょっとと思い付いたのですが、どう思われますか。何か後から記録として見たときに、この先生方はこれをチェックしたんだと。例えば、これだけではなくてプリオン専門調査会なんかのものには載っているとと思うんですけれども、だれがこの書類をつくったときにはいたのかということは、

あった方がいいような気がするんですけども、いかがですか。ほかの専門調査会を調べてください。

○坂本委員 私は、いわゆる文責と言いますか、書いた人の責任において、これを発表したということで、特に科学的な根拠を表出する場合には、記名があった方がいいのではないかなというふうに思います。

○寺田委員長 その方向で検討してください。

○小木津総務課長 名簿を付ける方向で検討させていただきます。

○寺田委員長 ほかにございますか。

○坂本委員 27 ページの一番下でございますが食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案として、従来リステリアを含む中毒原因微生物とか、Q 熱、トランス脂肪酸、アルコール飲料等がございましたが、これが現在のところは、ファクトシートで終わっておりますようですが、例えば、今日ちょっと見せていただいた情報の中には、トランス脂肪酸もまた新しい情報等が入っておりますので、そういうものも含めて、継続的にファクトシートをお出しになる予定でしょうか。

○村上評価課長 ファクトシートにつきましては、新しい情報が出た段階で、専門委員の先生方の御指導を基に、ファクトシートの改訂は随時行うつもりであります。

○寺田委員長 ほかにございますか。

それでは、ここまで富永座長ありがとうございました。御苦労様でございました。

ここまでで富永座長、あるいは佐藤座長、並びに吉川座長にお付き合いをお願いしたわけでございますけれども、お忙しいところでございますので、どうも本当にありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

(吉川座長、佐藤座長、富永座長退室)

○寺田委員長 それでは、次の議題に入らせていただきます。

「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について」であります。

「特定保健用食品 リメイクコレステブロック粒に関する食品健康影響評価について」、「新開発食品専門調査会」における審議、意見・情報の募集の手続きが終了いたしておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

○村上評価課長 それでは、資料 2 に基づきまして御説明をさせていただきます。

本品は、リメイクコレステブロック粒という商品名のものでございまして、関与成分といたしましては、リン脂質結合大豆ペプチドというものを含みます錠剤形態の食品ということでございます。「血中コレステロール値が高めの方に役立つ」ということを標榜して売りたいということでございます。

本品につきましては、意見・情報の募集に入ります前に、一度御説明をしておりますので、簡単に御説明をいたしますけれども、本品につきましては、大豆の中に含まれているタンパク質及びレシチンを 1 日当たり摂取目安量 3 g といたしまして、錠剤の形態にして食べるというものでございまして、実際に摂取されることとなります 3 g という量は、タ

ンパク質換算で 2.4 g、含まれておりますレシチンの量にいたしますと 0.6 g ということでございまして、これは日本人の大豆加工品からのタンパク質としては、平均摂取量の約半分ぐらいになるだろうという試算をしております。

本品につきましては、既に特定保健用食品として売られておりまして、粉末飲料の形態として、もう既に売られているものでございます。

本品につきましては、動物を用いた試験、あるいはヒト試験等が行われておりまして、いずれも安全性については、特段の問題はなかったという結果となっておりますわけですが、最後の 7 ページになりますけれども、本件につきまして前回意見・情報の募集をする前に、本委員会において御報告をいたしましたときに、本委員会の委員よりここに書いてございますような御意見をいただいたところでございます。

報告書中のヒト試験の記述の内容の中の血液生化学検査及び血球成分検査の複数の項目に、有意な変動が認められたけれども、いずれも基準値内、正常の値の中の変動であったというふうに書いてあったんですが、この部分について、もっときちんと書きなさいという御指摘でございました。

これにつきましては新開発食品専門調査会の座長と御相談をいたしました結果、2 ページの「ヒト試験」の中の第 3 段落辺りの「血清総コレステロール値が」というところで始まるところでございますが、3 行目の「血液生化学検査値の変動として」ということで、変動が認められた項目について、詳しく書き込んだということでございます。

御意見・情報の募集をさせていただきましたけれども、この案について特段の御意見・情報はございませんでしたので、新開発食品専門調査会といたしましては食品安全委員会において、委員から御指摘のあった部分を修文をするということで、最終的な御報告としてよろしいのではないかと御結論になりましたものですから、7 月 5 日付けで新開発食品専門調査会座長より、本委員会委員長あてに審議結果の御報告があったものでございます。

よろしく御審議をお願いします。

○寺田委員長 ただいまの説明、あるいは記載事項に関しまして、どなたか御意見ございますでしょうか。

それでは、特定保健用食品リメイクコレステブブロック粒につきましては、新開発食品専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、「食経験、in vitro 及び動物を用いた in vivo 試験、ヒト試験の安全性に係る部分の内容を審査した結果、適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断される」でよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして「添加物専門調査会における審議状況について」事務局から説明をお願いいたします。

○村上評価課長 それでは、資料 3 に基づきまして御説明をさせていただきます。

今回お諮りいたしますのは、香料として使用することが予定されております、2品目でございます。本日お許しいただければ、本日より意見、情報の募集に入らせていただきたいというものでございます。

1枚めくっていただきまして、ページが品目ごとのページ数になっておりまして、1ページが何度も出てくるんですが、1ページが「2 - エチル - 3 - メチルピラジン」を添加物として定めることに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）」でございます。「2 - エチル - 3 - メチルピラジン」というのは、1ページの真ん中辺りに構造式が出ておりますが、このような形態をしたものでございます。

本品はナッツ用の加熱香気を有するということでありまして、我が国ではまだ添加物として認められておりませんが、欧米では焼き菓子、アイスクリーム等の食品に香りの再現、香料という目的で使われているものでございます。

幾つか、もう既に御審議をいただいております香料がございますので、あまり重複して御説明をさせていただくのは適当ではないと思いますけれども、基本的に香料につきましては、国際的に必要性が高いと考えられるものにつきまして、厚生労働省として資料の収集を行って、企業等からの指定要請を待つことなく食品健康影響評価の依頼をするということになっておりまして、その一環として本日お諮りしております2品目につきまして、評価の依頼があったものでございます。

香料につきましては、もう一枚めくっていただきまして、4ページに「香料構造クラス分類（2 - エチル - 3 - メチルピラジン）」というものがありますが、これは実は一番最後のページに付いておりますものと基本的には同じでございます。太い枠で囲んであるものが、2 - エチル - 3 - メチルピラジンについての判断をした経路と申しますか、ディシジョンツリーであるということでございます。

この判断基準に従いますと、本品についてはクラス2ということで、クラス1、2、3というふうに3つに分けた中間の安全性のあるものであるという判断になるわけでございます。

本品につきましては、遺伝毒性試験、あるいは反復投与試験が行われておりますが、反復投与試験での無毒性量は、5.22 mg/kg ということで求められております。

これらの結果と「5．摂取量の推定」というのが2ページの真ん中辺りにございますけれども、これを米国、あるいは欧州における推定摂取量等を勘案いたしまして、我が国においてどれぐらいの摂取量になるかということを想定いたしますと、1日の1人当たりの推定摂取量は、およそ9～84 μg になるだろうと推定をしております。これは意図的に添加された本物質と、もともと食品中に存在する成分としての本物質の割合という点で考えますと、食品中にもともと存在する成分を1といたしますと、意図的に添加される本物質の量は251分の1、だから251分の1程度しか増えないというように推定されているところでございます。

安全マージンにつきましては、先ほど申し上げたような、90日間の反復投与試験の無毒

性量等から推定いたしまして、安全マージンとしては 3000～29,000、30,000 程度の範囲にあるだろうということになっております。

2 ページの最後のところに、国際機関における評価とございますが、それが次のページにわたって書いてございますけれども、香料として安全性の問題はないと国際機関でも評価されているところでございまして、専門調査会としては、3 ページの「10. 評価結果」のところに書いてございますように「2 - エチル - 3 - メチルピラジンを食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられると評価した」という評価案となっております。

もう一品目でございますが、もう一枚めくっていただきまして、またページが 1 になっておりますけれども「5 - メチルキノキサリン」、構造式としては真ん中辺りにベンゼン管が 2 つつながったような絵がございますけれども、このような構造式のものでございます。これは、その 1 ページの一番上に書いてございますけれども、焦げ臭、ロースト臭、あるいはコーヒー様、コーン様の加熱香気を有しということでございまして、このような香気を持ちまして、欧米ではアイスクリーム、肉製品、清涼飲料等に香りの再現という目的で添加されているものでございます。

本品につきましても、遺伝毒性試験、あるいは反復投与試験が行われておりまして、反復投与試験における無毒性量は、17.1 mg/kg 体重/日と求められているところでございます。

本品につきましても、先ほどと同じように香料構造クラス分類をいたしますと、これはクラス 3 というところになるものでございます。構造的に生体で通常の代謝に関わっていないと思われるものについては、だんだん厳しい方になりますので、これはクラス 3、一番厳しく考えるべきものということで評価が行われております。

摂取量の推定も、先ほどの品目と同じように行われておりまして、これにつきましては、実際に食品中にもともと存在する成分としての本物質の存在量に比べると、添加物として使われる本品の量は、もともと存在している量の 28 分の 1 程度であろうというふうに推定されているところでございます。

安全マージンにつきましては、先ほどの 90 日反復投与試験の結果等から計算いたしますと、安全マージンとしては 32,000～850,000 ということで算定されるということでございます。

3 ページを御覧いただきますと、国際機関における評価というものが上から 2 行目辺りに書いてございますが、本品につきましても、国際機関では香料としての安全性については問題ないとされているところでございまして、先ほど申し上げたようなさまざまな判断の要素を考慮いたしまして、専門調査会ではその評価結果のところにございますように「5 - メチルキノキサリンを食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられると評価した」となっているところでございます。

本日お許しいただければ、本日より意見、情報の募集に入らせていただきたいというも

のでございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。どなたか御質問、御意見、この2つの添加物に対しましてありますでしょうか。

どうぞ。

○本間委員 1つだけコメントさせてください。この2つの添加物、香料ですね。これは、村上評価課長の御説明のとおり、食品にもともと存在しているという御説明でございますけれども、これは普通もともとこれが含んでいる材料があるということではなくて、多くのものが加熱したときにできてくるという種類のものでございます。

ですから、本来食品の加工に伴って、程度の差こそあれ、多くのものに含まれている可能性のあるものです。ですから、その加工の程度によってもともととおっしゃった部分が、割と高く存在している。前者の2ピラジン類と、後者のように比較的少ないキノキサリンというふうな2つのあれがあるんだと思いますが、その中に香料として別途取りそろえたものを加えるという議論の経過と言いましょ、大変興味深く私も聞いておりましたし、妥当な進め方だったと思っておりますが、こういう中で食品添加物として規制できる量と、それからもともとの材料で幾らでもそちらでその量を加減できる、あるいは加熱の仕方によって加減できるものという背景のある物質だと思ひますし、これからこのピラジン類というのが、幾つも幾つも多分出てくるんだろと思ひますが、多分このような判断の進め方が妥当であるというふうに聞いておりました。申し添えます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

これは、キノキサリンができるとか、そういう前駆体のものが何であるかということとはわかっているわけですか。

○本間委員 普通はアミノ酸の種類と糖の種類を変えると、あと温度ですね。ですから、この研究は昭和40年代、あと50年代に相当やられて、においに関しては相当加減できる、一方で色が付いて不便な点もあって、きれいな香料として加える方がコントロールしやすいということだと思ひます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。ほかにございせんか。

それでは、本件につきましては、意見、情報の募集手続に入ることいたします。

次に、資料4「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について」、事務局から御説明をお願いいたします。

○村上評価課長 それでは、資料4に基づきまして御説明をさせていただきます。本品は、遺伝子組換えワタの2系統につきまして、専門調査会における審議状況の御報告でございまして、本日お許しいただければ本日より意見情報の募集に入らせていただきたいというものでございます。

1枚めくっていただきますと、まず1番目は「ワタ281系統」というものでございまして、ワタ281系統と申しますのは、*B.t.*毒素、これは *Bacillus thuringiensis* という微生物が産生いたしますと、特に昆虫に対する毒素でございまして。特にガとかチョウの鱗翅

目に対する毒性のある物質でございます。

この物質の遺伝子には、いろいろな *B. t.* 遺伝子、毒素の遺伝子においてもいろいろ種類がございます、同じ毒素の中でもいろいろ種類があって、それぞれ名前が付いております。本ワタ 281 系統に導入されました *B. t.* 毒素は *cry1F* という名前と呼ばれる遺伝子でございます。

本品につきましては、更にそのほかにグルホシネートという除草剤に対する抵抗性を植物剤に付与するための遺伝子、*pat* と名前が付いておりますけれども、その遺伝子を組み込んだものということでございます。

この2つの遺伝子を組み込んだワタについて、食品健康影響評価の依頼のあったものでございます。

本品につきましては、ガイドラインに従いまして、組換え体と非組換え体との間の差について、さまざまな観点から資料を基に御議論をしていただきました。宿主に関する事項、ベクターに関する事項、挿入DNA、あるいは遺伝子産物等の事項について検討が行われております。

7 ページにまいりますが「第6 組換え体に関する事項」といたしまして、導入遺伝子の両側、挿入近傍配列と言っておりますが、導入した遺伝子の両側の配列についても検討が行われておりまして、オープンリーディングフレームと言われる余分なタンパク質を生産しそうな配列がないかどうかということについても検討が行われております。

それから、遺伝子産物についてのアレルギー性についても検討が行われておりまして、これらの題材に基づいた御審議の結果といたしまして、12 ページの「IV 評価結果」のところにございますが、「遺伝子組換えワタ 281 系統については『遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断された」ということになっているところでございます。

14 ページからは、もう一品目の「ワタ 3006 系統」についての審議結果の案がとりまとめられております。評価対象の食品については、ワタでございますが、先ほどは *cry1F* という *B. t.* 遺伝子を導入しておりますが、これにつきましては *cry1Ac* という、同じ *B. t.* 遺伝子ではございますけれども、ちょっと違ったものを導入したものであります。先ほどと同じように、除草剤グルホシネート耐性の遺伝子も導入しておりまして、*cry1Ac* と *pat* を導入したワタということになるわけでございます。

本品につきましても、先ほどと同じように食品健康影響評価をガイドラインに基づきまして議論をし、評価が行われております。宿主の構成成分、あるいは宿主と組換え体の食品としての差、あるいはベクターに関する事項等、ガイドラインに基づきまして審議が行われたところでございます。

20 ページに「第6 組換え体に関する事項」というところがございますが、ここに書いてございますように、遺伝子の挿入をされました近傍の配列についても明らかになっておりまして、この中での予期しないタンパク質が生産されるようなことがないかどうかとい

うことも評価されているところでございます。

本品につきましても、以上のようなガイドラインに従った評価が慎重に行われておりまして、結論といたしましては 25 ページ、最後のページでございますが「IV 評価結果」といたしましては「遺伝子組換えワタ 3006 系統については『遺伝子組換え（種子植物）の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断された」という御結論になっているところでございます。

なお、本品につきましては、これはこれから先のお話ですが、最終的にはワタ 281 系統とワタ 3006 系統は更にかかけ合わせをいたしまして、*cry1F* と *cry1Ac* と両方もらったスタックを生産して、それを使おうという予定があるようでございますが、とりあえず、それぞれの系統についての評価の依頼があり、それに対して専門調査会としては先ほど申し上げたような問題はないのではないかという御判断になっているところでございます。

本日お許しいただければ、本日より意見・情報の募集に入らせていただきたいというものでございます。よろしく御審議をお願いします。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明あるいは記載事項に關しまして、御意見、御質問はございますか。よろしいですか。

それでは本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることといたします。

それでは、次に「食品安全委員会の 6 月の運営について」、事務局から報告をお願いいたします。

○小木津総務課長 それでは、資料 5 に基づきまして「食品安全委員会の 6 月の運営状況について」御報告申し上げます。

1. が食品安全委員会の開催状況でございます。

まず、97 回会合 6 月 2 日でございますが、新開発食品の「リメイクコレステブロッグ粒」に関する審議結果に基づきまして、意見・情報の募集に着手することを決定しております。

2 目でございますが、ポジティブリスト制度の導入について厚生労働省からの説明を踏まえまして、調査審議を行っております。

また、OIE の第 73 回総会の概要について農林水産省から報告を受けております。5 月の運営状況、そして「食品安全総合情報システム」の一部運用開始について報告いたしております。

98 回会合、6 月 9 日でございますが、動物用医薬品 2 品目、鶏コクシジウム感染症混合生ワクチン等でございますが、これらの評価要請を受けまして、農林水産省から説明を受けております。

また、動物用医薬品、豚ボルデテラ感染症ワクチンにつきまして、意見・情報の募集の結果を踏まえまして検討し、その結果を厚労大臣、農水大臣に通知しております。

また、BSE の確定診断の結果を厚生労働省から報告を受けております。

「食の安全ダイヤル」の 5 月分の報告がありました。

99 回 6 月 16 日の会合でございますが、農薬「シアゾファミド」について評価要請を受

けまして、厚生労働省から説明を受けております。

また、農薬「ジノテフラン」につきまして、検討の結果を厚生労働大臣に通知しております。

添加物「アセトアルデヒド」につきまして、意見・情報の募集に着手することを決定しております。

その下でございますが、平成 17 年度新規の評価技術研究の研究領域の候補について報告がありまして、それを受けて 7 領域について研究課題を公募することを決定しております。

次のページにまいります。

第 100 回会合、6 月 23 日開催分でございますが、添加物「ポリビニルピロリドン」に関しまして、評価要請を受けまして、厚生労働省から説明を受けております。

また、農薬「ピリダリル」につきまして、意見・情報の募集に着手することを決定しております。

汚染物質専門調査会からの案件でございますが、魚介類に含まれるメチル水銀について意見・情報の募集に着手することを決定しております。

また、5 月分の食品安全モニターの報告がありました。

101 回会合、6 月 30 日でございますが、遺伝子組換え食品等 3 品目につきまして、評価要請を受け、農林水産省から説明を受けております。

また、農薬「カズサホス」につきまして、検討の結果を厚生労働大臣に通知しております。

プリオン専門調査会で審議されました、1000 以上で焼却処理をした肉骨灰及び炭化物を肥料として利用することについて意見・情報の募集に着手することを決定しております。

また、かび毒・自然毒専門調査会で審議中の構造改革特区に係るトラフグの肝について意見・情報の募集に着手することを決定しております。

また、動物用医薬品の関係でございますが、鶏コクシジウム感染症混合生ワクチンについて意見・情報の募集に着手することを決定しております。

また、平成 17 年 5 月に実施いたしました、食品安全モニター課題報告「食の安全性に関する意識等について」の報告がありました。

2. でございますが、専門調査会の運営状況でございます。

企画専門調査会、先ほど御報告いたしました、16 年度の運営状況報告書（案）について検討した会合が 6 月 16 日に開かれたことを始めとして、13 の専門調査会で活動が行われております。詳細は省略させていただきます。

続きまして、4 ページにまいりまして、意見交換会等の開催状況でございます。

意見交換会に関しましては、6 月 24 日に輸入食品の安全性確保及び残留農薬等のポジティブリスト制度の導入についての意見交換会が行われております。これは、福島県郡山市で開催されております。関係省との共同開催でございます。

6 月 29 日、遺伝子組換え農作物の安全性の確保に関する意見交換会、これを東京で開催

しております。

また、食品安全モニター会議でございますが、6月中は記載のと通りの日程で会議を開催しております。

その他、季刊誌等の発行等を行っております。

以上、6月の運営状況でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの報告に関しまして、何か御意見あるいは質問がございますでしょうか。

よろしいですね。どうもありがとうございました。

それでは「食の安全ダイヤル」に寄せられました質問等につきまして、事務局から御報告願います。

○藤本勸告広報課長 それでは、資料6を御覧いただきたいと思います。

6月中に「食の安全ダイヤル」の方に問い合わせ等をいただきました件数は、全部で43件ということでございました。内訳はそこに書いてあるとおりでございます。

例月のように、その中で目新しいものを中心にFAQの形で、今月は3問ほど用意してみました。

まず1つが「残留農薬のADIの設定は、胎児への影響についても考慮されているのですか」という質問がございました。

アンサーの方でございますけれども、残留農薬のADIの設定に当たっては実験動物を用いたさまざまな毒性試験を行っておりますけれども、2世代にわたって検体を投与し、親動物の摂取した農薬が子どもの動物に及ぼす影響を調べる繁殖試験や、妊娠した母動物に検体を投与し、胎児への影響を調べる催奇形性試験も行っております。このような次世代への影響も含め、さまざまな影響を調べる試験を行った結果、何ら毒性所見が認められなかった最大摂取量を安全係数で割ってADIは決定されているということでございます。

よって、胎児への影響についても考慮して設定しておりますというものを用意してございます。

2番目に「魚介類等に含まれるメチル水銀の評価結果案について意見募集が行われていますが、この評価結果案のポイントについて教えてください」ということで問い合わせがございまして、Q&Aを用意してございます。

魚介類に含まれるメチル水銀に係る食品健康影響評価（案）につきましては、厚生労働省が魚介類等に含まれるメチル水銀に係る妊婦等を対象とした摂食に関する注意事項の見直しを検討するために、1つはメチル水銀の耐容摂取量の設定、2つ目に乳幼児等がハイリスクグループに含まれるかの2点につきまして評価要請があったというものであるということを、まず書いてございます。

裏側の方の2ページでございますけれども、通常の食生活をしている人に対しては、従前の1973年に厚生労働省が行った評価結果が適用されることになるということでございますけれども、今回の食品健康影響評価は、メチル水銀は胎盤を通して容易に胎児に移行

し、その中枢神経系へ影響を及ぼすことから、どのくらいのメチル水銀摂取量ならば胎児に影響を及ぼさないかということを検討しているということであるという趣旨を書いています。

結論としまして、ハイリスクグループは胎児であって、耐容摂取量の対象は胎児を保護するということを念頭に置いて、妊娠している方もしくは妊娠をしている可能性のある方として、耐容週間摂取量としまして $2.0 \mu\text{g/kg}$ 体重 / 週という形で設定されているということでございます。

なお書きとしまして、乳児は母親が通常の食生活をしていれば母乳中のメチル水銀は十分低濃度になること、幼児につきましては、成人と同様にメチル水銀を体内から排出することから、乳幼児につきましては、ハイリスクグループから外されたということを説明してございます。詳しい情報などはホームページを見てくださいということで、アドレスを用意してございます。

最後に、今日もちょっとございましたけれども、委員会が自らの判断により評価するということで、食中毒原因微生物のリスク評価について、そういう決定があったというのを聞いたんだけど、どういうことかということ御指摘がございましたので、Q & A を用意したということでございます。

食品安全委員会では、リスク管理機関からの要請によるリスク評価のほか、自らの判断によってもリスク評価を行っていますということで、このためその体制につきましては、いろんな情報を踏まえまして企画専門調査会及び委員会において定期的に点検・検討しておりますということでございます。

食中毒原因微生物のリスク評価につきましては、昨年の 12 月の食品安全委員会におきまして、食中毒により毎年数万人の患者が発生し、数名からの死者が出ているということから、正確な情報を国民の皆様へ提供することが重要であるということから企画専門調査会が選定した候補の中から委員会がそういう形で評価案件として決定したという経緯を説明してございます。

現在、「微生物・ウイルス合同専門調査会」におきまして、そのリスク評価指針を策定し、食中毒原因微生物について優先順位を決めて、リスク評価を行うこととしていますというコメントを用意してございます。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。何か御質問、御意見はございますでしょうか。

よろしいですか。どうもありがとうございました。

どうぞ。

○本間委員 先ほど、大臣の前で申し上げていいことかどうかと思って、ちょっと迷ったささいなことでございますが、6 月のある専門調査会に寺尾先生と出席しておりました。そのときは非公開のものでして、いわゆる黒く塗りつぶす、公開してはまずいので塗りつ

ぶす書類が出ていたんですけれども、審議の過程で、それが塗りつぶしていいものかどうかやりとりがあって、公開しないレベルの問題に随分幅があるものだなと気がついたんです。

それが、例えばあるもう一つの調査会だと、非常にその部分が少ない、本来そういうような異質のものなのかもしれませんが、公開しないという部分の判断、これはきっと今まで事務局が巧みにうまく切り抜けてきたんではないかなと私は理解しているんですけれども、この辺の扱いというか、その都度やるようなことでうまくいくのかどうかと、あえて大げさに言えば知的財産権の保護ということにもなるんですけれども、それがまさに公開ということで、外へ用紙が出ていくわけです。

そうすると、そういう取扱いで場合によっては企業のトラブルということが起こりかねないかもしれないということで、今のところそういう話は聞いておりませんので、うまくいっているだろうと理解しているんですが、この辺はいかなものなのかということに、ちょっと懸念を持ったんです。

○寺田委員長 要するに、非公開のときに資料のところを黒塗りにしているのは、だれの判断で、どういうクライテリアでやっているのかということですね。

○本間委員 そうです。

○村上評価課長 基本的に会社といいますか、申請者がいる場合は、申請者のプロパティ、知的所有権に属するものを出してもらって評価をしているわけです。

国際的にも農薬あるいは医薬品もそうですけれども、そういうものの評価をする際には、データを持っている人の知的所有権について配慮しなければならないというのがコンセンサスでございます。

私どもが実際にやっているのは、知的所有権に属する、これを公開してしまうと会社が不利益を被ると会社が申し出た部分について黒塗りをすることを認めております。

ただ、会社によってここまで出たくないとおっしゃっているところと、いやここまで出してしまってもいいという御判断になっている会社があって、そこは一部アンバランスなところもあるかもしれませんが、事務局としてはできる限り公開を、できるものはしてくれということで御要望を申し上げているところです。

本委員会が発足した当初も、特に特定の調査会においては、委員の先生方はつまらないところまで黒塗りにしてあると御懸念を持たれて、それで事務局もっとちゃんとしっかりやれとか言われて、こんなところまで隠さないでもいいんじゃないですかといって交渉した経緯はございます。

ただ、今でも会社がこれはプロパティーだとおっしゃられた場合は、それは尊重しないといけないという感じで運用しております。

○本間委員 早い話が会社の方の申出の方が優位というか、そちら側をまず一義的に尊重するという建前から始まるということです。

○村上評価課長 そうですね。現実には本当にわからない部分で、すごくつまらないとこ

ろがノウハウの根幹を占めているかもしれませんが、その部分は勝手にこっちが公開をするわけにもいかないだろうと思っています。

1つの考え方として、黒塗りをした基のものというのがあるわけですから、何か問題が起きた場合は、黒塗りされていない基のものを出世ということはいつでも言えるわけで、そういう意味でぎりぎり言えば、透明性はある程度確保されていると思うんですが、それ以上のところでは、やはり先生御心配の、できる限り統一されたクライテリアに従って情報公開が行われるべきであるということは、そのとおりだと思いますので、引き続き頑張っていきたいと思います。

○本間委員 私自身も統一した言葉を簡単に言えるほど易しい問題ではないんではないかと思いましたが、あと実際には、非公開で審査するわけですから、そこだけの情報ということで外へ出さないことにおいて、多分それがうまく機能しているんだろうとは思ったんですけれども、実際にはそれが要約されてというか、なるべく公開するという建前にのっかって外に出ていくわけです。

ですから、そのこのところ、うっかりして間違っただってはいけないかな、攻め合いの過程で、ついぼろっと出てしまったなんていうことが起こり得るというか、そういうことは非常に問題かなと思ったんです。

確かに会社によってほんの数か所しか塗りつぶさないところと、この前のように相当真っ黒に塗りつぶしたのがあって、文章が成り立たない書類になってしまうというのは、大変面白いというか、2つのコントラストがあったと覚えております。ちょっと懸念しました。

○寺田委員長 どうもよろしゅうございますか。難しい問題ですね。文章にならないほど黒く塗っているのは問題かもしれません。だって、守秘義務がみんな委員にあるわけだから、それで漏らした相手がいて、どこかにそれが漏れたらその人の責任になると。だけれども、公開の公の場に文章を出すというのは、やはり向こうの判断になるんじゃないですか。本当にどこまでかわかりませんが、実は関係がないようだけれども、これは特許に関してとか、見る人が見たらわかるというのがあるかもわからないから難しいですね。

どうぞ。

○見上委員 そのことに関しては、私は相当守っていかないと、「食品安全委員会」の公開したものが、どんどん近くのお国に行っていいどこ取りをされていますから、だからあまり国内のことばかり気になって公開だ、公開だとやっていると、日本はいずれ裸の殿様になるんじゃないかと、それをすごく心配しているんです。遺伝子のことでそうですし、だから是非その辺はそれぞれの委員が、それぞれの認識を持ってやらないと、何でも公開というのは私は大反対です。

○本間委員 私もちんぷんという、そういう方針というか、考え方です。

○寺田委員長 どうぞ。

○村上評価課長 念のため申し上げますけれども、専門委員には全部黒塗りなんかしていない資料が御覧いただけるようになっておりまして、その後、ドキュメントとして公開に回る資料の一部は知的所有権の関係から黒塗りになっているということでございます。

○寺田委員長 ほかにございませんか。

それでは、以上をもちまして「食品安全委員会」の第 102 回の会合を閉会いたします。

次回の会合につきましては、14 日木曜日 10 時半から開催いたします。「プリオン専門調査会」が 14 日の 13 時から開催されることになった関係で、午前 10 時 30 分からの開催となりますので、よろしくお願いいたします。

また、8 日金曜日 14 時から「新開発食品専門調査会」を公開で開催する予定となっておりますので、お知らせいたします。

また、12 日火曜日 13 時 30 分から青森で「食品に関するリスクコミュニケーション」食品の安全と消費者の信頼確保のために何をすべきかの開催をいたします。

14 日木曜日 14 時から大阪で「食品に関するリスクコミュニケーション」魚介類に含まれるメチル水銀に関わる食品健康影響評価に関する意見交換会の開催をそれぞれ予定しておりますので、お知らせします。

どうも今日はありがとうございました。これで終わります。